

発表項目 (行事名)	明るい選挙まんがコンクールについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概 要	<p>選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、選挙がより身近なものとなった高校生の政治や選挙への関心を高めるため、道内の高校生から、明るい選挙をすすめる「まんが」を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格 北海道内の高校生又は高校に準ずる学校の生徒で、個人のほかも同好会等の団体による応募も可</li> <li>・応募締切 平成31年6月30日(日)(消印有効)</li> <li>・応募方法 北海道選挙管理委員会の事務局又は最寄りの支所へ郵送、持ち込み等により提出</li> <li>・表彰等 応募された作品から個人の部及び団体の部それぞれ特選、入選を選出し、受賞者には賞状及び賞品を贈呈</li> </ul> <p>その他、詳細については別添の募集要項を参照願います。          なお、募集要項については北海道選挙管理委員会事務局のホームページにも掲載しています。          【URL】<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/meisui/akaruisenkyosuisin.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/meisui/akaruisenkyosuisin.htm</a></p> <p>(配布資料)          明るい選挙まんがコンクール 募集要項</p>		
参 考 ※発表のポイントやねらい、経緯	<p>本事業は、4コマまんがの作成を通じて、高校生の政治や選挙への関心を高め、将来の投票参加に繋げるとともに、高校生の選挙に対する理解度を把握し今後の啓発事業の参考とするため、北海道選挙管理委員会が主催して行うものです。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	より多くの高校生に参加いただけるよう、事業の趣旨を御理解いただき、積極的な報道についてよろしくお願いたします。		
他のクラブとの関係			
担 当 (連絡先)	北海道選挙管理委員会事務局 近藤 TEL 011-204-5153(直通) 23-517(内線)		

# 明るい選挙 まんがコンクール

あなたの「まんが」が選挙啓発のアイテムに！

平成28年に18歳から投票ができるようになり、高校生の皆さんにとって選挙がより身近なものとなりました。

そこで！北海道選挙管理委員会では、皆さんに選挙や政治への関心を高めてもらうため、明るい選挙をすすめる「まんが」を募集します！

優秀な作品は  
選挙啓発アイテム  
として活用するよ！

選挙のめいずいくん



## 募集要項

### 【募集する「まんが」】

投票の呼びかけ、一票の大切さ、暮らしと選挙や政治の結びつき、まちの発展、明るい未来など、選挙に行きたくなるようなイメージの作品

- ◇用紙・規格～A4程度の白い紙1枚、コマ数は4コマ程度
- ◇色～白黒・カラーどちらでも可
- ◇画材～自由(ただし、消える筆記具は使用しないこと)
- ◇作品の裏面右下に住所、氏名、年齢、電話番号、学校名、学年を記入してください。

### 【応募資格】

北海道内の高校または高校に準ずる学校に属する個人(生徒)及び団体(まんが同好会など)

### 【募集締め切り】

平成31年6月30日(日)(消印有効)

※入賞作品の発表は平成31年8月予定

### 【応募先】

北海道選挙管理委員会の事務局または最寄りの支所へ提出してください

### 【賞品】

- ☆個人の部
  - ・特選 3点程度 賞状及び1万円相当の賞品
  - ・入選 5点程度 賞状及び5千円相当の賞品
- ☆団体の部
  - ・特選 1点程度 賞状及び3万円相当の賞品
  - ・入選 3点程度 賞状及び1万円相当の賞品

### 【お問い合わせ】

北海道選挙管理委員会事務局  
電話:011-204-5153

### <応募に当たっての注意事項>

- ◇応募作品は、原則として返還しません。
- ◇応募作品の著作権は主催者に属するものとし、作品は自由に活用させていただきます。
- ◇入賞者の学校名、学年、氏名等を公表させていただきます。
- ◇特定の候補者や政党等に偏った内容でないものとしてください。
- ◇未発表のオリジナル作品で、第三者の著作権や肖像権等の権利を侵害しないものとし、これらの権利を侵害するもの及び侵害のおそれがあると認められる作品は、入賞決定後でも、入賞を取り消すことがあります。

### <表彰作品を選挙啓発アイテムとして活用した事例の紹介>

- ◇選挙啓発リーフレットに掲載しました！  
※今年初めて選挙権を行使する高校生などに配布しました。
- ◇アニメーション化して『YouTube』へ投稿しました！  
アニメーション① → <https://youtu.be/BwJoUfRev90> アニメーション② → <https://youtu.be/8Vwp15Pqc2c>  
※北海道選挙管理委員会のホームページにリンクを公開しています。



【主催】北海道選挙管理委員会

【後援】北海道教育委員会、北海道明るい選挙推進協議会

## 北海道選挙管理委員会の事務局又は支所

道委員会事務局・支所	所管区域	所在地	電話番号
北海道選挙管理委員会事務局	札幌市	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎内	代 表 (011)231-4111(内線 23-518,521,522) 直 通 (011)204-5153 FAX (011)232-1126 E-mail senkan1@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 空知支所	空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局内	総合案内 (0126)20-0200 直 通 (0126)20-0031 FAX (0126)25-8144 E-mail sorachi.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 石狩支所	石狩振興局 (札幌市を除く)	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館内	代 表 (011)231-4111(内線 34-321~323) 直 通 (011)204-5816 FAX (011)232-1070 E-mail ishikari.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 後志支所	後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 17番地1 北海道後志合同庁舎内	総合案内 (0136)23-1300 直 通 (0136)23-1342 FAX (0136)22-0948 E-mail shiribeshi.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 胆振支所	胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内	総合案内 (0143)24-9900 直 通 (0143)24-9569 FAX (0143)22-5170 E-mail iburi.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 日高支所	日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通 56 号 北海道日高振興局内	総合案内 (0146)22-9030 直 通 (0146)22-9074 FAX (0146)22-6542 E-mail hidaka.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 渡島支所	渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6番 16 号 北海道渡島合同庁舎内	総合案内 (0138)47-9400 直 通 (0138)47-9426 FAX (0138)47-9203 E-mail oshima.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 檜山支所	檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336 番地3 北海道檜山振興局内	総合案内 (0139)52-6500 直 通 (0139)52-6482 FAX (0139)52-5781 E-mail hiyama.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 上川支所	上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条 19 丁目1番1号 北海道上川合同庁舎内	総合案内 (0166)46-5900 直 通 (0166)46-5912 FAX (0166)46-5205 E-mail kamikawa.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 留萌支所	留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌振興局内	総合案内 (0164)42-8404 直 通 (0164)42-8422 FAX (0164)42-2596 E-mail rumoi.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 宗谷支所	宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 北海道宗谷総合振興局内	総合案内 (0162)33-2516 直 通 (0162)33-2017 FAX (0162)33-2644 E-mail soya.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 オホーツク支所	オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎内	総合案内 (0152)41-0603 直 通 (0152)41-0621 FAX (0152)44-7261 E-mail okhotsk.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 十勝支所	十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎内	総合案内 (0155)26-9005 直 通 (0155)27-8523 FAX (0155)22-0185 E-mail tokachi.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 釧路支所	釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番 54 号 北海道釧路総合振興局内	総合案内 (0154)43-9100 直 通 (0154)43-9142 FAX (0154)42-2116 E-mail kushiro.senkan@pref.hokkaido.lg.jp
北海道選挙管理委員会事務局 根室支所	根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目 28 番地 北海道根室振興局内	総合案内 (0153)24-0257 直 通 (0153)23-6816 FAX (0153)23-6182 E-mail nemuro.senkan@pref.hokkaido.lg.jp

※応募は郵送・持ち込みいずれも可です。

平成三十年度 明るい選挙まんがコンクール優秀作品・特選



北海道芸術高等学校 1年 鈴木 真衣 さん

18歳の期日前投票



北海道函館稜北高等学校 2年 三上 琴羽 さん

北海道選挙管理委員会

**Q 引っ越して3カ月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？**

**旧住所地で投票できます！（知事・道議選挙は、引っ越し先が道内市町村に限ります。）**

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。  
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。  
(知事・道議選挙の場合、市町村長が発行する「引き続き北海道の区域内に住所を有する証明書(住民票写し等)」を持参するか、投票所・期日前投票所で確認申請を行ってください。)

**Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？**

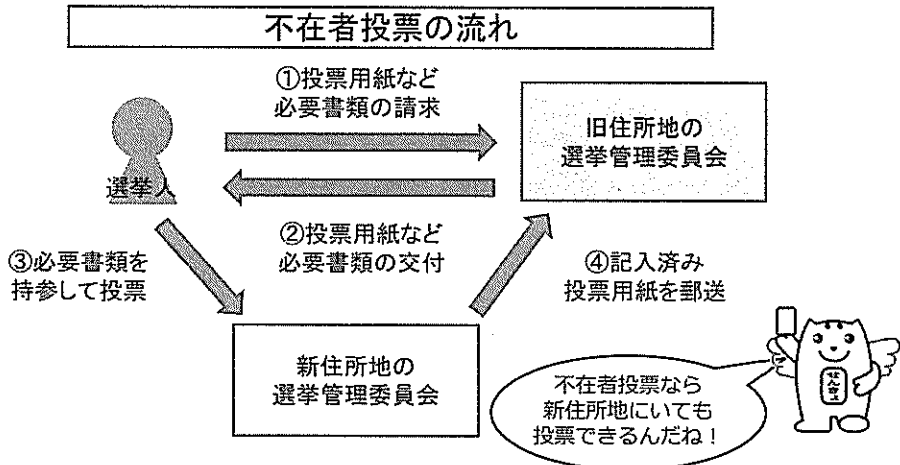
**不在者投票という方法があるんです！**

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

**不在者投票の手続**

- ① 旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。(※この場合、請求書の備考欄に「引続居住」と記載してください。)
- ② 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

**右の請求書を切り取って、旧住所地の選挙管理委員会に封書で郵送してください。**

**請求書(兼宣誓書)**

私は、平成 年 月 日執行の 選挙の当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。  
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【理由(該当する理由の口をチェックしてください。)】

- 仕事、学業、その他( )に従事
- 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
- 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- 交通至難の島等( )に居住・滞在
- 住所移転のため、他の市区町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

平成 年 月 日

(請求先)

選挙管理委員会委員長

送付先	〒 -
電話番号	- -
選挙人名簿に記載されている住所(旧住所地)	〒 -
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
現住所	(送付先と異なる場合に記載してください。) 〒 -
備考	

キリトリ

X